

平成18年9月29日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成16年(丙)第13号 損害賠償請求権行使請求事件

口頭弁論終結日 平成18年5月19日

判

決

長野県佐久市 [REDACTED]

原

告

長野県佐久市 [REDACTED]

同

[REDACTED]

上記6名訴訟代理人弁護士

岩 下 智 和

同

内 村 修

長野県佐久市中込3056

被

告

佐 久 市 長

三 浦 大 助

同訴訟代理人弁護士

橋 本 勇

主

文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、加藤哲夫に対し、1022万1750円及び内金309万7500円に対する平成16年7月1日から、内金371万7000円に対する平成17年7月1日から、内金340万7250円に対する平成18年6月1日から、いずれも支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- 2 被告は、池上理化器械こと保母秀雄に対し、平成15年7月18日に同人と白田町長との間で締結された賃貸借契約に基づき、白田町立白田小学校、同田口小学校、同切原小学校及び同青沼小学校に設置された賃貸借物件の賃借料として、平成18年6月1日から平成20年8月31日までの間、月額賃借料合計147万円を支払ってはならない。
- 3 被告は、池上理化器械こと保母秀雄に対し、平成15年7月18日に同人と白田町長との間で締結された賃貸借契約に基づき、白田町立白田中学校に設置された賃貸借物件の賃借料として、平成18年6月1日から平成20年8月31日までの間、月額賃借料合計45万6750円を支払ってはならない。

第2 事案の概要

- 1 本件は、合併により佐久市となる前の白田町（以下「旧白田町」という。）の住民である原告らが、旧白田町と池上理化器械こと保母秀雄（以下「池上理化器械」という。）との間で締結された旧白田町立小中学校に設置するためのシステム機器等の賃貸借契約について、①指名競争入札の手続違反（地方自治法施行令167条の11第2項、3項、167条の5第2項等）、②上記賃貸借契約が随意契約によるものであったとしても、それが随意契約が許される「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」（地方自治法施行令167条の2第1項2号）には該当しないこと、③旧白田町長には上記賃貸借契約の相手方を恣意的に選定するなどした裁量権の濫用があったこと等により違法であると主張して、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、旧白田町長であった加藤哲夫に、池上理化器械に賃料を支払った

ことにより旧臼田町に生じた損害合計1022万1750円の賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を請求するとともに、同条項1号に基づき、池上理化器械に対する上記賃貸借契約に基づく賃料相当額の金員の支出の差止めを求める事案である。

2 基礎となる事実（当事者間に争いがない事実等並びに各事実の末尾に記載した証拠又は弁論の全趣旨により認定できる事実である。）

(1) 当事者等

原告らは、いずれも旧臼田町の住民である。

加藤哲夫は、旧臼田町長の地位にあった者である。旧臼田町が平成17年4月1日に佐久市に吸収合併されたため、被告は、旧臼田町長の地位を承継した。（旧臼田町が佐久市に吸収合併された点は当裁判所に顯著な事実、その余は当事者間に争いがない。）

(2) 旧臼田町において、旧臼田町立4小学校（臼田小学校、田口小学校、切原小学校及び青沼小学校）並びに旧臼田町立中学校に、最新の教育用コンピューターシステムを導入することにより、各学校の授業においてコンピューターやインターネットが活用できる環境を整備することを目標として、「臼田町立小学校及び同中学校情報教育関連機器整備事業」（以下「本件整備事業」という。）が計画された。そして、平成15年3月20日の旧臼田町議会において、平成16年度から平成20年度までの5年間の賃貸借による合計1億1025万円（その内訳は、旧臼田町立4小学校分として8400万円、旧臼田町立中学校分として2625万円である。）の債務負担行為が議決された。（債務負担行為の議決については当事者間に争いがなく、その余は甲18の2、弁論の全趣旨）

(3) 平成15年5月23日、旧臼田町の重要物品購入審査委員会が開催され、同日、本件整備事業のために旧臼田町立小中学校に納入設置されるべき機器及びシステム等の仕様が決定され、「PC-LANシステム設備仕様

書」（甲11。以下「本件仕様書」という。）が作成された。本件仕様書の作成にあたっては、旧白田町立小中学校からそれぞれ1名ずつ選出された教員を委員として含むパソコン検討委員会が設置され、同委員会を通じて学校側の意見や要望が聴取され、また、教育用ソフトウェア等を多く扱っており、旧白田町近隣の学校へのコンピューターシステム等の納入実績のある株式会社内田洋行（以下「内田洋行」という。）の援助も受けた。また、本件仕様書に記載された機器及びシステムについての賃貸借契約を締結する相手方業者の候補として、池上理化器械、株式会社パスカル（以下「パスカル」という。）、東日本システム建設株式会社（以下「東日本システム建設」という。）、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）の4業者が決定された。（甲11、18の2、24の1・2、乙2、7、証人三浦俊樹、弁論の全趣旨）

なお、池上理化器械は、保母秀雄及び████████の2名で営業をしている個人営業の商人であるが、内田洋行と取引関係があり、内田洋行の製品の販売代理店としての活動もしている。（甲12、証人三浦俊樹、弁論の全趣旨）

(4) 本件仕様書の記載内容等（甲11、21、弁論の全趣旨）

ア 業者選定方法について

業者の選定は、見積金額、提案内容を併せて検討の上、行う。

イ 見積の条件について

5年間のリース契約、月先払い（60回払い）、資産税は免除、消費税は別途、月額リース料をもって見積金額とする。

ウ ハードウェア関連の仕様について

ハードウェアに関する機器等について、仕様の詳細が記載されているが、機器等のメーカー及び型式の指定がされているものと、メーカー及び型式の指定はなく仕様が指定されているにすぎないものとがある。ま

た、「メーカー・型式の記載されている製品に関しては、基本的にその型式のものを採用すること。但し、質問期間内にそれと分かる製品仕様、カタログ等の資料の提出があり、代替製品として認めた場合はこの限りではない。また、その結果を全指名業者に通知する。メーカー・型式の記載されていない製品に関しては、仕様詳細欄に記載の機能、性能を有するものを選定すること。」と記載されている。

エ 画像ネットワークシステム関連の仕様について

画像ネットワークシステムに関する機器及びシステム等については、多くがメーカー及び型式の指定ではなく仕様（機能）が指定されているのみであり、「PC教室内画像ネットワークに関して、下記要件を満たす製品を選定すること。メーカー・型式が記載されているものに関しても、同等以上の機能を有するシステムであれば認める。」と記載されている。

オ ソフトウェア関連の仕様について

ソフトウェアに関しては、全23項目のすべてについて具体的なメーカー及びソフトウェアの名称が指定されており、「下記のソフトウェアについては、同等の可否の評価が困難なため、すべて指定とする。すべてのソフトウェアをインストールし、既存環境との互換を計り支障なく校内システムとして運用できるよう設定すること。」と記載されている。

ソフトウェアに関する項目の中で、校内LAN用グループウェアの「WebSchool V3.1 50L」及び学校用ブラウザの「WebSchool Works 50L」は内田洋行の製品であり、インターネットフィルタの「I-フィルター30L5年」、メールフィルタの「m-フィルター50L」及びWeb教材の「ブリタニカ国際大百科事典」は内田洋行が販売元である。すなわち、ソフトウェアに関する全23項目のうち、内田洋行が製造又は販売している製品が5点存在するということになる。

カ ヘルプデスクサービスの仕様等について

ヘルプデスクサービスとは、学校に導入されたコンピューターの運用中に発生する様々な問題点・疑問点に対して、電話での問い合わせ対応、障害の原因の切り分け、技術者の手配等の作業を行い、使い手である教師や児童の手間、時間を省き、かつ、コンピューターシステムの稼働率の向上を目指すシステムをいう。これについての仕様としては、例えば、ヘルプデスクリモートメンテナンス用機器等として電話機（P C室設置用）1台、問い合わせ対応として「学校からの問い合わせに対して、受付、回答、障害原因の切り分け、作業の経過／結果の報告、及び必要に応じて作業員の手配を行う。」「その他コンピュータに関する事項全般についての問い合わせ、相談に対応する。」「物理的に破損したり、電話等の対応では解決できない問題、障害については技術員を派遣し対応する。」など、機能のみを指定する形式となっている。

- (5) 旧白田町長は、平成15年6月13日、池上理化器械、パスカル、東日本システム建設及びNTT東日本の4業者に対し、本件仕様書を送付し、これに基づく見積書を同月20日までに提出することを依頼した。（当事者間に争いがない。）
- (6) 東日本システム建設は、平成15年6月18日、旧白田町長に対し、「特定の製品のご指定で対応が出来ません。」との理由で、上記見積依頼を辞退することを伝えた。また、NTT東日本も、同月19日、旧白田町長に対し、「他の手持ち工事等の都合により工事（委託）を実施できないため入札（見積書）を辞退します。」として、上記見積依頼を辞退することを伝えた。（甲5、6、弁論の全趣旨）
- 池上理化器械及びパスカルは、平成15年6月20日、旧白田町長に対し、それぞれ本件仕様書に基づく見積書を提出した。
- (7) 同月24日に池上理化器械及びパスカルが提出した各見積書が開封され

たところ、池上理化器械の見積額は総額1億1446万8000円（旧白田町立4小学校に設置する機器等の賃貸料額が月額145万1000円、旧白田町立白田中学校に設置する機器等賃料額が月額45万6800円。いずれも消費税別。）であり、パスカルの見積額は総額9240万円（旧白田町立4小学校に設置する機器等の賃貸料額が月額120万円、旧白田町立白田中学校に設置する機器等賃料額が月額34万円。いずれも消費税別。）であった。すなわち、パスカルの見積額は、池上理化器械の見積額と比べて、総額2206万8000円安価であった。（当事者間に争いがない。）

- (8) パスカルは、平成15年6月24日、旧白田町役場において、本件仕様書に基づく上記見積に関してプレゼンテーションを実施し、その際、旧白田町長に対し、本件仕様書に記載されている機器の仕様等とパスカルが見積の前提とした機器の仕様等との差異を明らかにする説明書（乙3）を提出した。同説明書によれば、ハードウェア関連等の仕様について、パスカルが見積の前提とした機器の仕様等の全部又は一部が、本件仕様書に記載された仕様等に劣るものが合計12点存在したほか、ソフトウェア関連の仕様については、サーバOSについて本件仕様書で「Windows 2000 Server」とされているのが「Turbo Linux 7（カーネル2.4.18）」とされているなど、すべての項目について本件仕様書で指定されたものと異なるものが見積の前提とされていた。また、パスカルは、プレゼンテーションにおいて、本件仕様書で指定されていたヘルプデスクサービスとは異なる独自のサポートサービスについて提案をしたが、パスカルが提出した見積書には、ヘルプデスクサービスについての記載も、パスカル独自のサポートサービスに関する記載も、明確には存しなかった。（甲3の4、11、19、22、乙3、9の1・2、証人三浦俊樹、弁論の全趣旨）
- (9) 旧白田町教育委員会の井出公一課長は、平成15年6月25日、パスカ

ルに対し、パスカルの見積書につき検討したいので金額の詳細（内訳）を提出して欲しい旨述べ、これを受けたパスカルは、同月26日、見積書に記載された機器ごとの金額が記載された「機器構成明細」との書面（乙10の2）を提出した。（甲19、乙10の1・2、証人三浦俊樹、弁論の全趣旨）

(10) 平成15年7月7日、旧白田町の重要物品購入審査委員会が開催され、本件仕様書に記載された機器等の賃貸借契約を締結する相手方を、池上理化器械とすることと決定され、同人と旧白田町側とで賃料額の交渉を行うこととされた。（甲18の2、弁論の全趣旨）

その後、池上理化器械は、旧白田町長に対し、2回にわたり見積書の再提出をし、旧白田町長は、最終的に、平成15年7月11日に開封された池上理化器械の見積書の金額（旧白田町立4小学校に設置する機器等の賃料額が月額140万円、旧白田町立白田中学校に設置する機器等の賃料額が月額43万5000円。いずれも消費税別。）を契約金額とすることに決定した。（当事者間に争いがない。）

(11) 本件賃貸借契約の締結

旧白田町長は、平成15年7月18日、池上理化器械との間で、本件仕様書及び池上理化器械が提出した見積書を前提にして、下記ア及びイの内容の各賃貸借契約（以下、併せて「本件各賃貸借契約」という。）を締結した。（甲9、10、弁論の全趣旨）

ア 旧白田町立4小学校に設置する機器等の賃貸借契約（甲9）

(7) 賃貸借物件

別紙1に記載のとおり

(1) 賃貸借物件の設置場所

旧白田町立白田小学校、旧白田町立田口小学校、旧白田町立切原小学校及び旧白田町立青沼小学校

(ウ) 賃貸借期間

平成15年9月1日から同20年8月31日までの60か月間

(イ) 賃料

月額140万円（消費税及び地方消費別），支払賃料合計8400
万円（消費税及び地方消費別）

(オ) 賃料の支払期日

請求月の月末までに支払う。

(カ) その他

賃貸借契約満了後，池上理化器械は旧臼田町長に対し，賃貸借物件
(システム)を無償で譲渡する。

イ 旧臼田町立臼田中学校に設置する機器等の賃貸借契約（甲10）

(ア) 賃貸借物件

別紙2に記載のとおり

(イ) 賃貸借物件の設置場所

臼田町立臼田中学校

(ウ) 賃貸借期間

平成15年9月1日から同20年8月31日までの60か月間

(イ) 賃料

月額43万5000円（消費税及び地方消費税別），支払賃料合計
2610万円（消費税及び地方消費税別）

(オ) 賃料の支払期日

請求月の月末までに支払う。

(カ) その他

賃貸借契約満了後，池上理化器械は旧臼田町長に対し，賃貸借物件
(システム)を無償で譲渡する。

(12) 公金の支出

旧白田町長は、平成15年9月分以降、池上理化器械に対し、本件各賃貸借契約に基づく賃料及びこれに対する消費税分として、月額合計192万6750円（旧白田町立4小学校に設置する機器等の賃料額が月額147万円、旧白田町立白田中学校に設置する機器等の賃料額が月額45万6750円。いずれも消費税込み。）を支出しており、本件各賃貸借契約の期間が満了する平成20年8月31日まで、1か月に同額を継続的に支払うことが予定されている。（弁論の全趣旨）

(13) 旧白田町議会における助役の答弁内容等

旧白田町助役の清水勇雄は、平成16年3月11日に開催された旧白田町3月定例本会議において、本件各賃貸借契約の締結方法に関して、「施行令の第167条第1項第1号ということで適用いたしまして、指名競争入札というようなことに決定したわけでございます。」と、指名競争入札によるものであることを前提とする答弁をした。（当事者間に争いがない。）

しかし、上記清水勇雄は、同年6月10日に開催された旧白田町6月定例本会議において、3月定例本会議において本件各賃貸借契約が指名競争入札によるものであるとした答弁は誤りであり、実際には随意契約によるものであった旨の答弁をした。（乙2、弁論の全趣旨）

(14) 住民監査請求等

原告らは、平成16年4月2日、旧白田町監査委員に対し、本件各賃貸借契約に関する住民監査請求をし、これは同月23日に受理された。旧白田町監査委員は、同年5月31日、上記監査請求を棄却した。（当事者間に争いがない。）

原告らは、同年6月29日、本件訴えを提起した。（当裁判所に顯著な事実）

第3 爭点

- 1 本件各賃貸借契約の締結は、その前提となる指名競争入札の手続に違反したものであるとして違法となるか。
- 2 本件各賃貸借契約の締結が随意契約によるものであったとした場合、本件各賃貸借契約は、以下の事由により違法となるか。
 - (1) 本件各賃貸借契約は、随意契約が許される「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」（地方自治法施行令第167条の2第1項2号）に該当するか否か。
 - (2) 旧臼田町長は、恣意的な内容で本件仕様書を作成したり、恣意的に賃貸借契約の相手方業者を選定するなどして、その裁量の範囲を逸脱し、又は裁量権を濫用（以下「裁量権の逸脱・濫用」という。）したものといえるか。
 - (3) 本件各賃貸借契約の締結は、地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えてこれを支出してはならないとする地方財政法4条1項に反するか。
 - (4) 本件各賃貸借契約の締結は、随意契約の場合に原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないとする予算決算及び会計令第99条の6及び臼田町財務規則（昭和53年3月28日規則第9号）119条の2第1項に反するか。
- 3 加藤哲夫に故意又は過失（民法709条）があったか。
- 4 旧臼田町が被った損害額はいくらか。

第4 爭点に対する当事者の主張

1 爭点1（指名競争入札の手続違反）について

（原告らの主張）

- (1) 本件賃貸借契約の締結が指名競争入札によるものであること
本件各賃貸借契約の締結は、指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項第1号）の方法により行われたものである。その理由は以下のと

おりである。

ア 上記第2の2(13)のとおり、旧白田町助役の清水勇雄は、旧白田町3月定例本会議において、本件各賃貸借契約の締結方法について、指名競争入札によるものであることを前提とする答弁をしており、その後もこの答弁は正式に訂正されていない。

イ 旧白田町においては、従来から「指名競争見積入札」という指名競争入札の方法に基づいて契約の締結がなされていたところ、本件各賃貸借契約についての見積経過書（甲7、8）に「指名競争見積」と記載されていることからしても、本件各賃貸借契約は上記「指名競争見積入札」に該当するものである。これは、あくまでも指名競争入札による契約締結方法であり、随意契約の方法によるものではない。

(2) 指名競争入札の手続違反

以下のとおり、本件各賃貸借契約の締結は、その前提となる指名競争入札の手続に違反したものであるから、違法である。

ア 指名競争入札においては、入札参加者の資格を定めることが義務づけられ（地方自治法施行令167条の11第2項），入札参加者の資格の公示が義務づけられている（同条3項、167条の5第2項）が、旧白田町長は、本件各賃貸借契約の締結に際して、上記義務に違反し、入札参加者の資格の公示等をせずに指名業者を決定した。

イ 指名競争入札の開札時には入札者の立会いが義務付けられているにもかかわらず（地方自治法施行令167条の13、167条の8第1項），白田町長は、これに違反して、入札者である池上理化器械及びパスカルを立ち会わせずに開札をした。

ウ 指名競争入札に付する場合には、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方としなければならないが（地方自治法234条3項），旧白田町長は、上記第2の2(7)のとおりパスカ

ルの見積額が池上理化器械の見積額よりも総額2206万8000円も安価であったにもかかわらず、パスカルと賃貸借契約を締結せず、池上理化器械を相手方として本件各賃貸借契約を締結した。

(被告の主張)

以下の理由によれば、本件各賃貸借契約の締結は、指名競争入札ではなく、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項）の方法により行われたものである。よって、本件各賃貸借契約の締結が指名競争入札の方法により行われたものであることを前提とする原告らの上記主張はいずれも理由がない。

- (1) 旧白田町助役の清水勇雄が、旧白田町3月定例本会議において、本件各賃貸借契約の締結方法が指名競争入札によるものであることを前提とする答弁をしたのは、誤ったものである。このことは、本件各賃貸借契約が締結された平成15年7月18日から間がない時期にされた信濃毎日新聞社からの取材に対して随意契約であると説明されていること、上記第2の2(13)のとおり、清水勇雄助役が、上記答弁がされた直後の6月定例本会議において、3月定例本会議における上記答弁は誤りであり、実際には随意契約によるものであった旨の答弁をして訂正していることからも明らかである。
- (2) 原告らは、本件各賃貸借契約についての見積経過書（甲7、8）に「指名競争見積」と記載されていることを根拠にして、本件各賃貸借契約の締結が指名競争入札によるものであったと主張するが、「指名競争見積」という表記は書式における「入札」の語を「見積」と訂正して入札経過書を見積経過の記載のために利用したことから生じた表記にすぎず、原告らが主張するように解することはできない。このように「入札」の文字が「見積」に訂正されていることは、かえって、本件各賃貸借契約が指名競争入札の方法によらないものであることを示すものである。

また、原告らは、本件各賃貸借契約の締結は、「指名競争見積入札」と

いう方法によるものであったと主張するが、入札の場合に指名業者に見積をさせることはあり得ないのであるから、原告らの上記主張は概念矛盾を含むものであって不当である。

2 爭点2(1)（地方自治法施行令167条の2第1項2号の該当性）について (原告らの主張)

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当して地方自治法施行令167条の2第1項2号により随意契約によることが例外的に許容されるのは、契約の性質や目的からして公正な競争をすることがそもそも想定されない場合、具体的には、①納入可能な者が特定されているとき、②特殊な物品・特殊な目的・特殊の技術により相手方が特定されるとき、③目的物が代替性のない特殊の位置・構造・性質のとき、④競争に付することによっては入手できないときの4つの場合であると解される。しかるに、本件各賃貸借契約の内容は、コンピューターシステムに関するハードウェア及びソフトウェアの導入並びに導入後のトラブルに対する速やかな対応であるから、これらの物品及び役務の提供が代替性のないもの又は特定の業者でしかなし得ないものは到底いえない。また、指名業者として指名された4業者は、旧臼田町長が、事前にその資力、技術、信用等の面において適切な相手方であると認定した業者であったことからしても、本件各賃貸借契約に相手方の非代替性、目的物や役務の非代替性など要素は認められない。よって、本件各賃貸借契約は、その性質や目的からして公正な競争をすることがそもそも想定されない場合には該当しないことは明らかである。

したがって、本件各賃貸借契約は、随意契約が許される場合（地方自治法施行令167条の2第1項2号）に該当しないにもかかわらず、随意契約の方法により締結されたものであって、違法である。

(被告の主張)

本件各賃貸借契約は、本件仕様書によつても納入されるべき物品、作業及び

提供されるべきサービスの内容が一義的に確定ないし特定することができないだけでなく、それらを一義的に確定ないし特定すること自体が不可能又は著しく困難であるから、これが「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」（地方自治法施行令167条の2第1項2号）に該当することは明らかである。また、本件各賃貸借契約は、旧白田町立小中学校における情報教育関連機器整備事業の一環としてされたものであり、その内容は、コンピューターシステムに関するハードウェア及びソフトウェアの導入であって、サーバー機及びクライアント機並びにそれぞれにインストールされたソフトウェアが一体として円滑に機能することに加えて、導入後のトラブルに対して速やかに対応されることが期待されるものであるから、価額だけを審査対象とする競争入札によってはその信頼性を確認、確保することができないものであるといえ、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」（地方自治法施行令167条の2第1項2号）に該当するというべきである。

なお、随意契約の方法で契約を締結することができるのは、本件各賃貸借契約の相手方及び目的に代替性のない場合に限られるとする原告らの主張は理由がない。

3 爭点2(2) (本件仕様書の作成及び相手方業者の選定にあたっての違法性)について

(原告らの主張)

以下のとおり、旧白田町長は、恣意的な内容で本件仕様書を作成したり、恣意的に賃貸借契約の相手方業者を選定するなどして、その裁量の範囲を逸脱し、又は裁量権を濫用したものであり、本件各賃貸借契約は違法である。

(1) 本件仕様書の作成に際しての違法

本件仕様書は、内田洋行の意見を聞いて、内田洋行の援助のもとに作成されたものであるところ、内田洋行は、池上理化器械が提案したサポート体制において、その重要な役割を果たす一員として組み込まれていること、

本件仕様書には内田洋行が販売元になっている製品が少なくとも5製品含まれていること、池上理化器械は内田洋行を主要な取引先としており、内田洋行の製品は池上理化器械を販売代理店として購入するしか入手できないこと、内田洋行の制作した教材用ソフトウェアを指定する内容の本件仕様書を作成したのは、内田洋行の関連会社であるウチダエスコ株式会社であることなどに照らせば、内田洋行と池上理化器械との間には、密接不可分な極めて強い関係があることが明らかで、内田洋行がその作成に関与していた本件仕様書は、複数業者が平等に競争に参入できるものとして作成されておらず、当初から池上理化器械が随意契約の相手方業者となること予定して作成されていたものといえる。それゆえ、長野県内及び周辺県でも大きなシェアを有している東日本システム建設及びNTT東日本も見積を辞退をしたのである。

以上のとおり、本件仕様書は、内田洋行のグループの独擅場となっている内容のもので、複数の業者の競争を可能にすることを前提条件として作成されず、特定の業者の利益を優先させる目的で恣意的に作成されたものであるといえるから、旧臼田町長は、本件仕様書の作成にあたり、その裁量の範囲を逸脱し、又は裁量権を濫用したものといえる。

(2) 相手方業者選定にあたっての違法

池上理化器械は、保母秀雄及び████の親子2名で営業する個人営業の商店で法人格も有しておらず、また、什器備品等の販売及び賃貸等を主な業種としているに過ぎず、ITサービス分野を扱う能力などを有しているとは到底思えない。また、池上理化器械は、本件仕様書どおりに契約を遂行するためには、ほとんどを外注施工をしなければならず、他の指名業者3社とは、規模、実績において格段の差がある。さらに、池上理化器械が支援を仰ぐことになるウチダエスコ又は内田洋行の所在地は、地元の旧臼田町や佐久市ではなく、長野市、東京都江東区、千葉県浦安市などという

遠方であり、迅速なサポート体制を実施することは困難である。そうすると、池上理化器械は、本件各賃貸借契約の締結に際しては、内田洋行やウチダエスコなどのグループ会社のいわばトンネル会社の役割を果たしたに過ぎないというべきであり、契約の当事者になり得る能力はない。

これに対して、パスカルは、会社の規模、能力、実績などからして、本件各賃貸借契約の当事者として適當であることは明白である。なお、パスカルが旧臼田町長の依頼による見積で前提とした機器の仕様等の中には、本件仕様書に記載された仕様等に劣るものも含まれているが、それらにより学校現場において何らかの支障が生じ得るという性質又は機能のものではなく、それを理由にパスカルを本件各賃貸借契約の相手方として不適當ということはできない。また、被告は、パスカルの見積書にヘルプデスクサービスについての記載がないことを主張しているが、パスカルは、平成15年6月24日のプレゼンテーションの際に、本件仕様書に指定されたヘルプデスクサービスの問題点を指摘した上で、それ以上の内容の出張サポートサービスを提供することが可能であることを説明し、その資料も提出したのであるから、被告主張の事情をもって、パスカルが本件各賃貸借契約の相手方として不適當であるということもできない。

以上からすれば、旧臼田町長が、本件各賃貸借契約の当事者となる資格や規模を有するパスカルを当事者として選定せず、その資格や規模を有しない池上理化器械を当事者として選定したのは、恣意的な判断に基づくものであり、その裁量の範囲を逸脱し、又は裁量権を濫用したものである。

(3) 本件仕様書の変更手続の違法

パスカルが、平成15年6月19日、教育委員会の担当課長に対し、本件仕様書について「このままでは見積りに参加できない。」旨申し出たところ、担当課長は「仕様書はあくまでも目安であるから、そのとおりでなくてもよい。同様な機能のものであれば違うものを提案しても構わな

い。」旨の回答をした。しかし、その回答内容を伝えられた業者はパスカル1社だけに過ぎず、他の3社に対してその内容を平等に伝える手続が取られていない。このように、入札条件の変更につながる事項、すなわち仕様書の変更が生じた場合には、発注者側からすべての指名業者に書面により通知しなくてはならないところ、それを怠った結果、2社の入札辞退を生じさせている。すべての指名業者に対して書面により変更を通知していれば、入札辞退者も出さずにすべての指名業者による公正な入札が執り行われていたことは確実である。

したがって、旧臼田町長は、本件仕様書の変更に際しても、公正な競争を確保するための重要な手続を履践せず、その裁量の範囲を逸脱し、又は裁量権を濫用したものといえる。

(被告の主張)

以下のとおり、旧臼田町長は、本件仕様書の作成や、本件各賃貸借契約の相手方業者の選定にあたり、その裁量の範囲を逸脱し、又は裁量権を濫用したものではなく、本件各賃貸借契約は適法である。

(1) 本件仕様書の作成に際しての違法について

本件仕様書の作成に際しては内田洋行の援助を受けており、教材用ソフトウェアとして同社の製品が指定されているとしても、同社と特別の関係を有しなければ指定された教材用ソフトウェアを提供できないというものではなく、本件仕様書における製品の指定が、池上理化器械に対して不当に有利な条件となっていたとはいえない。

また、上記第2の2(4)ウ及びエのとおり、本件仕様書において、ハードウェア関連及び画像ネットワークシステム関連の仕様については、メーカー及び型式が指定されている場合であっても、一定の要件を満たす限り、完全にそれと一致している必要はないこととして、本件仕様書の作成に関与した業者と特別な関係にある者が不当に有利になることがないように配

慮されている。

したがって、本件仕様書が、特定の業者の利益を優先させる目的で恣意的に作成されたものであるとはいえず、旧臼田町長は、本件仕様書の作成にあたり、その裁量の範囲を逸脱し、又は裁量権を濫用したものとはいえない。

(2) 相手方業者選定にあたっての違法について

以下のとおり、パスカルによる見積又は提案は、本件仕様書の記載と全く異なる内容を多く含み、旧臼田町長が行った見積依頼の趣旨に反するものであり、それを採用する余地はないのであるから、外に提案者のない本件の場合において、池上理化器械を本件各賃貸借契約の相手方としたことを違法とする理由はない。

ア 上記第2の2(4)ウのとおり本件仕様書にハードウェア関連の仕様につき「質問期間内にそれと分かる製品仕様、カタログ等の資料の提出があり、代替製品として認めた場合はこの限りではない。」と記載されているのであるから、パスカルとしては、ハードウェア関連の仕様を本件仕様書の記載とは異なるものにして見積をする場合には、少なくとも見積書を提出する前に代替製品の仕様及びカタログを提出すべきであったにもかかわらず、それを怠った。また、画像ネットワークシステム関連の仕様についても、上記第2の2(4)工のとおり本件仕様書による指定と同等以上の機能を有するシステムであれば認めることとされていたのであるが、パスカルは、その見積の前提となった機器等の仕様が、本件仕様書のそれと同等以上であることを示す資料を提出しなかった。

イ 上記第2の2(4)オのとおり、本件仕様書においては、ソフトウェア関連の仕様につき「同等の可否の評価が困難なため、すべて指定とする。」とされているにもかかわらず、パスカルが見積の前提としたソフトウェア関連の仕様は、すべて本件仕様書の指定と異なっていた。

ウ 上記第2の2(4)力のとおり、本件仕様書においてヘルプデスクサービスの仕様が定められているが、パスカルが提出した見積書にはヘルプデスクサービスについての記載が何もないから、パスカルは、本件仕様書の記載を無視し、ヘルプデスクサービスを除いて見積をしたものである。パスカルは、自分に都合の良いサポート方法を、平成15年6月24日のプレゼンテーションの場で一方的に提案したが、その現場対応のための費用が見積書に計上されていないことからすると、サポートを独立した業務と考えていないことがうかがえ、その重要性をどこまで認識していたのか疑問である。さらに、パスカルがプレゼンテーションの場で提案した上記サポート方法は、本件仕様書が指定するサポート方法（ヘルプデスクサービス）とは全く異なっているのであるから、他の提案者との関係を考慮しても、上記パスカルの提案を採用することができないのは当然のことである。

エ その他にも、パスカルは、児童にとって有害な情報や誹謗中傷のメッセージ等を遮断するインターネットフィルターやメールフィルターについて、学校側のコンピューターで行うことを前提とする本件仕様書の指定に反して、それとは全く異なるインターネットプロバイダーと契約することによって同様の機能を実現するという提案をし、それを前提に見積をしている。また、パスカルは、本件仕様書がOSとしてWindowsを指定しているのに反し、イントラ用サーバーはOSとしてリナックスを使用した専用サーバーを提案して見積をしているが、そのリナックスは、利用者毎に仕様が異なる等の問題があって、未だ一般化するに至っていないものである。さらに、パスカルは、ソフトウェア関連のプロキシ及びインターネットフィルタについても、本件見積書の記載とは異なり、専用サーバー機を必要としている。

オ 他方、池上理化器械は、佐久市周辺の自治体への納入実績があり、そ

ここでトラブルを発生させたことはない。

4 争点2(3)（地方財政法4条1項違反の有無）について

(原告らの主張)

上記3(原告らの主張)のとおりの旧臼田町長の行為は、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならないとする地方財政法4条1項に違反し、町に損害を与える行為である。よって、本件各賃貸借契約は違法である。

(被告の主張)

旧臼田町長は、本件各賃貸借契約の締結に際して、池上理化器械ほか3業者に対して見積を依頼したのであるが、結果的に、本件仕様書に沿った見積書を提出したのが池上理化器械だけであったことから、その後2度にわたり契約金額（賃料）の減額を求め、最終的に総額1億1560万5000円で本件各賃貸借契約を締結したものであり、そこには非難されるべきことは何もない。よって、旧臼田町長の行為は、地方財政法4条1項に違反しておらず、本件各賃貸借契約は適法である。

5 争点2(4)（予算決算及び会計令、臼田町財務規則違反の有無）について

(原告らの主張)

随意契約の場合には、法令上、2人以上の者から見積書を徴さなければならぬとされ（予算決算及び会計令第99条の6）、臼田町財務規則においても、予算執行者は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている（同規則第119条の2第1項）。

本件において、旧臼田町長は、本件各賃貸借契約の締結にあたり、当初は指名業者4社に見積をさせる指名競争入札を予定していたが、平成15年7月7日の時点で池上理化器械を相手方として価格交渉をする随意契約とすることに決め、その後の同月10日及び同月11日の2回にわたり、池上理化器械に改めて見積をさせ、契約金額（賃料）を安価にさせたものである。そうすると、

本件各賃貸借契約を締結するに際しては、随意契約とすることが決定された同月7日以降、池上理化器械1業者から見積書を徵したにすぎないこととなるから、それを前提に締結された本件各賃貸借契約は、予算決算及び会計令第99条の6及び臼田町財務規則119条の2第1項に反し、違法である。

(被告の主張)

旧臼田町長は、原告らが指摘する臼田町財務規則119条の2第1項の規定に従って、上記第2の2(5)のとおり4業者に見積書の提出を依頼し、そのうち池上理化器械及びパスカルの2業者から見積書の提出を受けた上で、池上理化器械を契約の相手方として選定し、本件各賃貸借契約を締結したのであるから、その手続は同条項に違反していない。原告らは、池上理化器械を契約の相手方として選定した時点（平成15年7月7日）から随意契約の手続が始まる事を前提に主張しているが、その主張は失当である。

6 争点3（故意過失の有無）について

(原告らの主張)

旧臼田町長であった加藤哲夫は、昭和35年に旧臼田町役場に就職し、議会事務局長、企画課長を歴任し、平成元年には収入役を務めた行政の専門家であるから、地方自治法が定める契約の方法については熟知しており、競争入札における契約の相手方は、最低価格者でなければならないことを十分に認識していた。そして、加藤哲夫は、本件各賃貸借契約の締結にあたり、池上理化器械とパスカルの見積額の差額が2206万8000円で、契約金額の約20パーセントという大きな開きがあったにもかかわらず、見積額がより高額であった池上理化器械を契約の相手方としたのである以上、旧臼田町に損害を与えることについて故意又は過失があったものと認められる。

(被告の主張)

加藤哲夫に故意又は過失があったことは否認する。

7 争点4（損害額）について

(原告らの主張)

本件各賃貸借契約に基づく支出が違法であり、それによって旧臼田町に生じる損害額は、本件各賃貸借契約に基づき、平成15年9月1日から平成18年5月31日までの期間中に実際に池上理化器械に支払われた賃料合計額と、同期間中のパスカルの見積額の合計額との差額である。この差額分に相当する部分が、旧臼田町にとっては違法支出によって不当に高く支払わなければならなくなつた金額に該当するので、旧臼田町に生じた損害額となる。

本件各賃貸借契約による賃料は、旧臼田町立4小学校分が月額147万円（内訳は賃料140万円、消費税及び地方消費税7万円）、旧臼田町立臼田中学校分が月額45万6750円（内訳は賃料43万5000円、消費税及び地方消費税2万1750円）であり、両者の合計額は192万6750円である。他方、パスカルの見積額は、旧臼田町立4小学校分が月額126万円（内訳は賃借料120万円、消費税及び地方消費税6万円）、旧臼田町立臼田中学校分が35万7000円（内訳は賃借料34万円、消費税及び地方消費税1万7000円）であり、両者の合計額は161万7000円である。そして、上記の差額は月額30万9750円であるから、平成15年9月1日から平成18年5月31日まで33か月間に実際に池上理化器械に支払われた賃料とパスカルの同期間中の見積額との差額は、合計1022万1750円である。

よって、旧臼田町が被った損害額は1022万1750円である。

(被告の主張)

原告らは、何をもって旧臼田町に生じた損害とするのかについて、何も主張立証していないといわざるを得ない。

第5 当裁判所の判断

1 争点1（指名競争入札の手続違反）について

原告らは、本件各賃貸借契約の締結について、これが指名競争入札の方法により行われたものであることを前提に、指名競争入札の手続（地方自治法施行

令167条の11第2項、3項、167条の5第2項等)に違反していると主張し、これに対し被告は、本件各賃貸借契約の締結は指名競争入札ではなく随意契約の方法により行われたものであると主張するので、まず、本件賃貸借契約の締結が指名競争入札の方法により行われたものか否かにつき検討する。

原告らは、旧白田町助役の清水勇雄が同町3月定例本会議において、本件各賃貸借契約の締結方法につき指名競争入札によるものであることを前提とする答弁をしたことを根拠に、本件各賃貸借契約の締結が指名競争入札の方法により行われたものであると主張するが、上記第2の2(13)のとおり、上記清水勇雄は、その後の6月定例本会議において、本件各賃貸借契約が指名競争入札によるものであるとした上記答弁は誤りであって、実際には随意契約によるものであった旨の答弁をして訂正をしているし、本件訴訟においても被告は一貫して本件各賃貸借契約の締結は随意契約によるものであると主張していることを考慮すると、原告らの主張する上記事情のみによって、本件各賃貸借契約の締結が指名競争入札によるものであったと認めることはできない。

また、原告らは、本件各賃貸借契約の締結が指名競争入札によるものであるとする根拠として、同契約に関する見積経過書(甲7、8)に「指名競争見積」と記載されていることにつき主張している。ところで、随意契約とは、地方公共団体が任意に選定した特定の者を相手方として締結する契約をいうが、その方法は多様であり、予め特定した相手方と契約をする特命随意契約のほか、複数の者から見積書を徴して最も有利な相手方と契約をする競争見積による随意契約があるし、競争見積による場合の中にも、価額のみにより審査する方式と、価額とその他の条件を総合して審査する方式とがあり、提案を公募する公募型プロポーザル方式や、具体的な設計案等の提出を求めて審査するコンペ方式などの随意契約の類型もある。そして、上記第2の2(4)のとおり、本件仕様書においては、「業者選定方法につき「見積金額、提案内容を併せて検討の上、行う。」と記載され、一部の機器等の仕様についてはそれと同等以上の機能を

有する機器等であれば代替可能であるとされていること、教育委員会から重要物品購入審査委員会宛ての「平成15年度小・中学校パソコン整備事業パソコンシステムリースについて（伺い）」との文書（乙6）には本件整備事業に係る契約に関して「見積方式 仕様書原案による提案方式」との記載があること（なお、原告らは、上記文書〔乙6〕が事後的に作成された疑いがある等として、その成立の真正又は内容の信用性に問題があるかのような主張をするが、そのような事情を認めるに足りる証拠はない。），加えて、本件各賃貸借契約の締結にあたり、指名競争入札を行う際に必要な入札参加者の資格の公示（地方自治法施行令167条の11第3項、167条の5第2項）など同法施行令の定める手続が行われたとはうかがわれないことなどからすると、本件各賃貸借契約の締結が、指名競争入札の方法により行われたと認めることはできず、かえって、複数の者から見積書を徴して最も有利な相手方と契約する競争見積のうち、価額とその他の条件を総合して審査する方式の随意契約によるものであったと解するのが相当である。そうすると、原告らが主張する上記見積経過書（甲7、8）の「指名競争見積」との記載も、見積書を徴する相手方を予め指名する方法による競争見積という趣旨の記載であると解するのが自然であるということができるから、上記記載を根拠にして本件各賃貸借契約の締結が指名競争入札によるものであるとする原告らの上記主張を採用することはできない。

以上のとおり、本件各賃貸借契約の締結は、指名競争入札によるものであるとは認められず、かえって随意契約によるものであると認められるから、これが指名競争入札であることを前提として違法性を主張する原告らの上記主張は、その前提を欠いており理由がない。

- 2 争点2(1)（地方自治法施行令167条の2第1項2号の該当性）について
地方自治法234条1項は、売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとすると

し、同条2項は、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとして、普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという点から、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、これ以外の方法による契約の締結を例外的なものとして位置づけているものと解される。そのような例外的な方法の一つである随意契約は、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法であり、地方自治法施行令167条の2第1項各号は、このような随意契約の方法によることができる場合を列挙している。そして、地方自治法施行令167条の2第1項2号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適當ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項2号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、上記のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている上記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である（最高裁判所昭和57年(行ツ)第74号同62年3月20日第二小法廷判決・民集41巻2号189頁参照）。原告らは、随意契約によることが許されるのは契約の目的物や相

手方に非代替性がある場合等に限定される旨主張するが、そのような場合でなくとも、契約の目的や内容に照らして随意契約によることが当該普通地方公共団体の利益の増進のために有益である場合もあり得ることを考慮すると、原告らの上記主張を採用することはできない。

これを本件についてみると、上記第2の2(2)及び(4)のとおり、本件各賃貸借契約は、旧臼田町立小中学校に最新の教育用コンピューターシステムを導入することにより、各学校の授業においてコンピューターやインターネットが活用できる環境を整備することを目的とする本件整備事業の実現として締結されたものであり、ハードウェア、画像ネットワークシステム、ソフトウェアなどの機器等を一括して小中学校内に導入することを内容とともに、それらが導入された後、教師や児童が当該コンピューターシステムを利用していくにあたって生じ得る障害、問題点及び疑問点等についての問い合わせや相談に対応することもその内容に含むものである。そうすると、本件各賃貸借契約は、ハードウェア、画像ネットワークシステム、ソフトウェアなどの機器等を、一体として円滑かつ統一的に機能するように、また、小中学校における教育に十分活用できるような形で導入する必要があるので、このような本件各賃貸借契約の性質からすると、その契約内容の詳細を仕様書等により一義的に確定させることは困難であり、相手方業者の有する技術的知識や情報等をも取り入れつつ協議を重ねた上で決定せざるを得ない部分も含まれているものと考えられる。また、本件各賃貸借契約は、契約期間が5年間という長期間にわたるものである上、システム機器等の目的物が納入された後も、教師や児童・生徒が当該コンピューターシステムを利用していくにあたって生じる問題点や疑問点等についての問い合わせや相談に応じることといった通常のアフターサービス以上の内容をも含むものであり、しかも契約内容のうちこの部分は、小中学校の教育においてコンピューター等が活用できる環境を整備するという本件各賃貸借契約の目的を達成するために極めて重要な部分であると考えられるから、そ

れに適した資力、信用、技術、経験等を有する業者を本件各賃貸借契約の相手方として選定する必要性が大きいものといえる。以上のような本件各賃貸借契約の目的及び内容等に照らすと、同契約の相手方の選定を契約金額（賃料）の多寡という経済的競争原理のみに基づいて行うことは相当ではなく、相手方の資力、信用、技術、経験等の能力を考慮した上で特定の相手方を選定し、その者との間で随意契約の方法により契約を締結するのが妥当であると判断したことには合理的な理由があり、その点について旧白田町長の裁量権の逸脱・濫用は認められない。

以上によれば、本件各賃貸借契約については、随意契約が許される「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」（地方自治法施行令167条の2第1項2号）に該当すると認められるから、それが違法であるとはいえない。

3 爭点2(2)（本件仕様書の作成及び相手方業者の選定にあたっての違法性）について

上記2のとおり、本件各賃貸借契約が随意契約の許される場合（地方自治法施行令167条の2第1項2号）に該当するとしても、本件各賃貸借契約の締結に際し、随意契約の方法により特定の業者である池上理化器械を契約の相手方としたことについて、公正さを妨げる事情があると認められるような場合には、契約の相手方を選定するにつき、普通地方公共団体の長又は契約担当者に裁量権の逸脱・濫用があるとして、当該契約の締結が違法と評価されることもあり得るものと解される。この点に関する原告らの主張について検討する。

(1) 本件仕様書の作成に際しての違法について

原告らは、池上理化器械と強い関係がある内田洋行がその作成に関与していた本件仕様書は、競争を可能にすることを前提に作成されず、内田洋行グループという特定の業者の利益のために恣意的に作成されたものであるとして、本件仕様書の作成にあたり、旧白田町長には、裁量権の逸脱・

濫用があると主張する。

確かに、上記第2の2(3)及び(6)のとおり、本件各賃貸借契約の相手方となった池上理化器械と取引のある内田洋行が本件仕様書の作成につき援助をしており、本件仕様書中に内田洋行の製品を指定したものがあること、その詳細は不明であるが東日本システム建設が「特定の製品のご指定で対応が出来ません。」との理由で旧臼田町長による見積依頼を辞退したこと、旧臼田町教育委員会の井出公一課長が、平成15年10月16日、パスカルの取締役である三浦俊樹に対し、本件仕様書に基づく見積は非常にしにくかったことは分かっている旨述べたこと（甲24の1・2、弁論の全趣旨）からすると、結果的には、旧臼田町長から見積依頼を受けた4業者の中では、指定された製品を入手しやすい等といった理由から池上理化器械が最も有利な立場にあった可能性はあると考えられ、随意契約により本件各賃貸借契約を締結するにあたっての公正さという観点から、手続的に不透明で望ましくない部分があったことは否定できないといわざるを得ない。

しかし、旧臼田町のような小規模の地方公共団体において、本件仕様書のような専門技術性の高いシステム機器等の仕様書を、専門家等の援助を一切受けずに作成することは困難であると考えられ、専門業者から援助を受けること自体はやむを得ないことであったと考えられるし、上記第2の2(3)のとおり、内田洋行が本件仕様書の作成につき援助をすることとなつたのは、同社に旧臼田町近隣の学校へのコンピューターシステム等の納入実績があったことによるものとかがわれ、また、本件仕様書の作成にあたっては、旧臼田町立小中学校の教員を委員として含むパソコン検討委員会を通じて学校側の意見や要望も聴取されたことも考慮すると、直ちに、原告らがいうように、本件仕様書が内田洋行グループという特定の業者の利益のために恣意的に作成されたものであるとまでいふことは困難であるといわざるを得ない。加えて、上記第2の2(4)のとおり、本件仕様書にお

いては、ソフトウェア関連の仕様についてはすべて具体的な製品等が指定されているものの、それ以外のハードウェア関連、画像ネットワークシステム関連及びヘルプデスクサービスの仕様については、機能のみが指定されているか、メーカーや型式が指定されたものであっても一定の要件を満たす限り代替製品とすることを認めるとされていたのであり、その範囲においては、本件仕様書において特定のメーカーや型式を指定することにより特定の業者が不当に有利な立場に立つようなことがないように配慮されていたものといえる。本件仕様書の中でソフトウェア関連の仕様についてのみは、すべて具体的な製品等が指定されているのであるが、ソフトウェア関連は、同様の目的を有するものであってもメーカーや製品ごとに個性が強いことから、業者が異なる製品を提案した場合にそれが同等の機能を有するか否かの評価が困難である上、旧白田町教育委員会などを含む旧白田町側が、小中学生の教育に使用するために最も適切なソフトウェアであると合理的に判断した製品を導入する必要性も高いと考えられるから、本件仕様書においてソフトウェア関連の機器等についてのみ代替製品の提案を認めず、すべて具体的な製品等が指定されていたことには、合理的な理由があるといえる。また、上記第2の2(4)才のとおり、本件仕様書においてソフトウェア関連の全23項目のうち、内田洋行が製造又は販売している製品が指定されているものは合計5点にすぎず、内田洋行の他にも複数の項目について自社製品が指定されているメーカーも存するし（甲11）、内田洋行が製造又は販売している上記5製品はいずれも学校において使用されることが予定された教育用ソフトウェアであると認められるところ（甲11、21、証人三浦俊樹）、上記第2の2(3)のとおり、内田洋行は、教育用ソフトウェア等を多く扱い、それらの製品が旧白田町近隣の学校へ納入されているという実績があることからしても、このような内田洋行が販売又は製造している教育用ソフトウェアを本件仕様書で指定した旧白田

町側の判断が、教育に最も適したソフトウェアであるか否かとは関係なく、本件各賃貸借契約の締結にあたり池上理化器械以外の業者をことさら排除するなどという不当な意図に基づくものであったとか、恣意的なものであったと認めることは困難である。なお、原告らは、旧臼田町又は佐久市においては、内田洋行の製品を購入するためには池上理化器械を販売代理店として入手するほかに方法がないため、本件仕様書で内田洋行の製品が指定されていたことは池上理化器械に不当に有利であった旨主張し、三浦俊樹の証言にはこれに沿う部分があるが、証拠（乙7）によれば、ソフトバンクB B株式会社において内田洋行の教育用ソフトウェアが多く扱われていることが認められ、それらが一般に流通していたことがうかがわれるこだから、上記証言をにわかに信用することはできない。

以上のとおり、本件仕様書が、内田洋行グループという特定の業者の利益のために恣意的に作成されたものとして、公正さを妨げるものであるとまで認めることはできず、普通地方公共団体の長又は契約担当者に裁量権の逸脱・濫用があるとして本件各賃貸借契約が違法であるとはいえない。

(2) 相手方業者選定にあたっての違法について

原告らは、旧臼田町長が、本件各賃貸借契約の当事者となる資格や規模を有するパスカルを当事者として選定せず、その資格や規模を有しない池上理化器械を当事者として選定したのは、恣意的な判断に基づくものであり、その裁量の範囲を逸脱し、又は裁量権を濫用したものであると主張する。

この点、池上理化器械は、保母秀雄及び████████の2名で営業をしている個人営業の商人であり（上記第2の2(3)），本件各賃貸借契約に係るサポート体制として、内田洋行、株式会社ウチダエスコ長野、富士通S S株式会社佐久の従業員による支援を受けていることは確かである（甲12、弁論の全趣旨）。しかし、池上理化器械は、佐久市周辺の自治体への納入

実績があり、その際に問題を発生させたようなことはないこと（弁論の全趣旨）, [REDACTED] の職種はＳＥ（システムエンジニア）であるから（甲12），コンピューターシステム等の専門知識や技術を有していると考えられること、本件各賃貸借契約に係るサポート体制として、内田洋行等の従業員らによる支援を受けているとしても、それだけでは池上理化器械に本件各賃貸借契約を遂行する能力がないということにはならないこと等を考慮すると、直ちに、池上理化器械が、本件各賃貸借契約の目的及び内容に照らしてそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有しないものと認めることはできないというべきである。

他方、旧白田町長がパスカルを本件各賃貸借契約の相手方として選定しなかった理由は、主に、上記第2の2(8)のとおり、ハードウェア関連等の仕様について、パスカルが見積の前提とした機器の仕様等の全部又は一部が、本件仕様書に記載された仕様等に劣るものが合計12点存在したほか、ソフトウェア関連の使用については、サーバＯＳについて本件仕様書で「Windows 2000 Server」とされているのが「Turbo Linux 7（カーネル2.4.18）」とされているなど、すべての項目について本件仕様書で指定されたものと異なるものが見積の前提とされていたこと、また、パスカルが提出した見積書には、本件仕様書において要求されていたヘルプデスクサービスについての記載も、パスカルがプレゼンテーションにおいて提案した独自のサポートサービスに関する記載も、明確には存しなかったことであったと解される。これに対して、原告らは、パスカルが見積で前提とした機器の仕様等の中には、本件仕様書に記載された仕様等に劣るものも含まれているものの、それらにより学校現場において何らかの支障が生じ得るという性質又は機能のものではないから、パスカルが本件各賃貸借契約の相手方として不適当であるとはいえないと主張するが、旧白田町長が合理的な裁量判断により本件仕様書に記載のとおりの機能を指定した

のである以上、それに劣る仕様を前提に見積をしたパスカルが本件各賃貸借契約の相手方として不適当であると判断されてもやむを得ないものということができるから、原告らの上記主張は採用できない。また、原告らは、パスカルは、プレゼンテーションにおいて、本件仕様書で指定されたヘルプデスクサービスを上回る内容の出張サポートサービスを提供することが可能であると説明し、その資料も提出したから、パスカルが本件各賃貸借契約の相手方として不適当であるとはいえないと主張するが、上記のとおり、そもそもパスカルが提出した見積書においては、ヘルプデスクサービスについての記載も、パスカルが提案した独自のサポートサービスに関する記載も、明確には存しなかったのである以上、パスカルを本件各賃貸借契約の相手方とすると、十分なアフターサービス等を受けることが期待できず不適当であると判断されてもやむを得ないものということができるから、原告らの上記主張は採用できない。

さらに、上記1のとおり、本件各賃貸借契約の締結は、競争見積のうち、価額とその他の条件を総合して審査する方式の随意契約によるものであったと認められるところ、上記第2の2(7)ないし(10)のとおり、池上理化器械及びパスカルの見積書が開封されてプレゼンテーションが行われた平成15年6月24日以降、同月26日には、旧臼田町教育委員会の井出公一課長の要請により、パスカルが、見積書記載の機器ごとの金額が記載された「機器構成明細」との書面(乙10の2)を提出し、本件各賃貸借契約の相手方を池上理化器械とすることが決定されたのは同年7月7日のことであり、その決定までにある程度の期間を要していること、また、旧臼田町教育委員会の担当者らが、同年10月16日、パスカルの三浦俊樹に対し、池上理化器械の見積とパスカルの見積とで、内容が同じであれば安価な方を選ぶべきなので、その点、実際にはどうなのかを検討したり調査したりしていて時間が掛かった旨述べたこと(甲24の1・2、弁論の全趣

旨）からすると、旧臼田町において、池上理化器械及びパスカルが提出した見積書及びその他の資料をもとに、両者の提案した内容及び金額について具体的に比較検討された上で、本件各賃貸借契約の相手方が決定されたことがうかがわれる。そうすると、旧臼田町長が、本件各賃貸借契約の相手方としてパスカルを選定せず、池上理化器械を選定したのは、池上理化器械以外の業者の参入をことさらに制限したり排除しようとするなどの不公正な意図に基づいていたとか、恣意的な判断によるものであったと認めることはできないというべきである。

以上によれば、旧臼田町長が、本件各賃貸借契約の相手方の選定するについて、公正さを妨げる事情があったと認めることはできず、その裁量権の逸脱・濫用があるとして本件各賃貸借契約が違法であるとはいえない。

(3) 本件仕様書の変更手続の違法について

原告らは、教育委員会の担当課長は、パスカルに対し「仕様書はあくまでも目安であるから、そのとおりでなくてもよい。同様な機能のものであれば違うものを提案しても構わない。」旨述べたが、パスカル以外の3社に対してその内容を平等に伝えなかつたから、旧臼田町長は、本件仕様書の変更に際して公正な競争を確保するための手続を履践せず、その裁量権を逸脱・濫用したものであると主張する。

この点、パスカルが提出した見積書においては、ソフトウェア関連の仕様について、すべての項目が本件仕様書で指定されたものと異なるものが前提とされていたこと（上記第2の2(8)）、旧臼田町において、本件各賃貸借契約の相手方が決定されるまでにある程度の時間を要し、池上理化器械及びパスカルが提出した見積書及びその他の資料をもとに、両者の提案した内容及び金額について具体的に比較検討されたことがうかがわれること（上記(2)）、旧臼田町教育委員会の担当者らが、平成15年10月16日、パスカルの三浦俊樹に対し、パスカルの見積書が本件仕様書に合致し

ていないから直ちに不適当であるというわけではない旨述べたこと（甲24の1・2、弁論の全趣旨），三浦俊樹の陳述書（甲19）及び証言には上記原告らの主張に沿う部分があること等に照らすと，旧白田町の担当者らが，パスカルに対し，本件仕様書において代替製品を認めずすべて具体的な製品が指定されていたソフトウェア関連の仕様についてまでも，仕様書の記載にとらわれずに違う製品を提案しても構わないことを前提にした言動をとっていた可能性はあると考えられる。そして，このような旧白田町側の対応では，見積を依頼された各業者にとって，本件仕様書に記載された仕様等のうち，どこまで異なった仕様の製品等を提案して見積をすることが許容されるのかが不明確であり，手続的にも不透明で望ましくない対応であったといわざるを得ない。

しかし，上記1のとおり，本件各賃貸借契約の締結は，地方公共団体が任意に選定した特定の者を相手方として締結する随意契約によるものであり，競争的要素も取り入れた競争見積の方法を採用しているものの，その判断は価額とその他の条件を総合して審査する方式のものであったところ，このような方式による場合には，上記(1)，(2)，下記4及び5のとおり，本件各賃貸借契約の相手方業者の選定が恣意的に行われたとは認められず，本件各賃貸借契約の締結等により旧白田町に損害が発生したとも認められない上，随意契約に必要な手続も行われている以上，旧白田町側が，パスカルと話した内容を，見積依頼をされた他の業者に伝えていなかったからといって，それのみにより直ちに本件各賃貸借契約が違法になるとまでいふことはできない。

したがって，旧白田町長が，本件仕様書の変更について，公正さを妨げる事情があったとまで認めることはできず，その裁量権の逸脱・濫用があるとして本件各賃貸借契約が違法であるとはいえない。

4 爭点2(3)（地方財政法4条1項違反の有無）について

原告らは、旧白田町長の行為は、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならないとする地方財政法4条1項に違反し、町に損害を与える行為であるから、本件各賃貸借契約は違法であると主張する。

原告らは、旧白田町長の行為により旧白田町に生じた損害額として、パスカルの見積額と本件各賃貸借契約の金額（池上理化器械による最終の見積額）との差額を主張しているのであるが、上記のとおり、両者は異なる仕様のものを前提に見積をしているのであるから、条件が異なる両者の見積額を比較しても直接的な意味はないし、上記第2の2(10)のとおり、旧白田町長が2度にわたり池上理化器械に対し見積書の再提出をさせ、契約金額（賃料）の減額をさせたことをも考慮すると、本件各賃貸借契約の金額（池上理化器械による最終の見積額）が不当に高額であると認めることはできないし、旧白田町に原告ら主張の損害が生じたことを認めるに足りる証拠はない。

よって、原告らの上記主張を採用することはできない。

5 爭点2(4)（予算決算及び会計令、白田町財務規則違反の有無）について

原告らは、本件各賃貸借契約を締結するに際し、旧白田町長は、随意契約とすることが決定された平成15年7月7日以降、池上理化器械1業者から見積書を徴したにすぎないから、本件各賃貸借契約は、2人以上の者から見積書を徴することを要求している予算決算及び会計令第99条の6及び白田町財務規則119条の2第1項に反し違法であると主張する。

まず、予算決算及び会計令は、会計法の委任に基づく政令であり、国の契約等を規律する性質のものであって、地方公共団体に対して直接的に適用されるものではないから、原告らが予算決算及び会計令第99条の6違反を主張する部分は理由がない。

次に、白田町財務規則（昭和53年3月28日規則第9号）119条の2第1項は、予算執行者は、随意契約に付するときは、原則として、2人以上の者

から見積書を徴さなければならないと規定している（甲17）。そして、上記1のとおり本件各賃貸借契約の締結は随意契約の方法によるものであるが、上記第2の2(4)のとおり、旧臼田町長が4業者に見積を依頼するよりも前である平成15年5月23日の時点で決定された本件仕様書において、業者選定方法につき「見積金額、提案内容を併せて検討の上、行う。」と記載され、一部の機器等の仕様についてはそれと同等以上の機能を有する機器等であれば代替可能であるとされていることからすると、旧臼田町長は当初から随意契約の方法によって手続を進めていたと認められる。よって、平成15年7月7日以降に初めて随意契約とすることが決定したことを前提に、その後に2人以上の者から見積書を徴していないとして本件各賃貸借契約の違法性をいう原告らの上記主張は、理由がない。

第6 結論

以上によれば、その余の点につき判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、65条本文を適用して、主文のとおり判決する。

長野地方裁判所民事部

裁判長裁判官　辻　次郎

裁判官　宮　永　忠　明

裁判官　三　輪　陸

〈別紙省略〉